

公告第4号

令和7年度における事後審査型制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により、各工事の入札に共通する資格及び事項を公告する。

なお、次に掲げるもののほか、各工事の入札に係る個別事項については、工事ごとに行う公告（以下「個別公告」という。）において規定するものとする。

令和7年4月9日

郡山市長 品川 萬里

第1 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（開札日までに指名停止等の要件に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。
- 5 入札参加形態が特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合、共同企業体の構成員の組合せは、個別公告に定める入札参加資格要件の構成員共通の資格要件を満たす者のうち、個別公告に定める代表構成員の資格要件を満たす者及びその他の構成員の資格要件を満たす者の組合せであること。
- 6 入札参加形態が共同企業体の場合、共同企業体の各構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- 7 入札参加形態が共同企業体の場合、結成方法は、自主結成であること。

8 個別公告に定める入札に参加する者に必要な資格において、手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限の対象工事と定めている案件については、郡山市と令和7年度に契約した（開札までに他の工事の落札者及び落札予定者になった場合も含む。）制限付一般競争入札における手持工事の件数又は請負金額が、開札日において、次の表1に掲げる者は参加することができない。また、令和6年度郡山市優良建設工事表彰を受けた者の手持工事の件数又は請負金額は、表2のとおりとする。

なお、特定建設工事共同企業体による工事の実績は、件数には1件を加え、請負金額には構成員としての出資割合により按分した請負金額を含むものとする。

ただし、個別公告に定める入札に参加する者に必要な資格において、手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限の対象外工事と定めている案件については、手持制限を超えている者も入札に参加できるものとし、今後郡山市が行う制限付一般競争入札における手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限の対象外工事とする。

※ 「請負金額」とは、変更契約により金額が変更した場合においても、入札により決定した当初の落札金額を指すものとする。

表1

建築一式工事以外の等級	手持工事の件数又は請負金額
S等級	5件以上又は1億7千万円以上の者
A等級	4件以上又は8千万円以上の者
B等級及びC等級	3件以上又は4千万円以上の者

建築一式工事の等級	手持工事の件数又は請負金額
S等級	5件以上又は3億4千万円以上の者
A等級	4件以上又は1億7千万円以上の者
B等級及びC等級	3件以上又は8千万円以上の者

表2

建築一式工事以外の等級	令和6年度郡山市優良建設工事表彰を受けた者の手持工事の件数又は請負金額
S等級	6件以上又は2億円以上の者
A等級	5件以上又は1億1千万円以上の者
B等級及びC等級	4件以上又は7千万円以上の者

建築一式工事の等級	令和6年度郡山市優良建設工事表彰を受けた者の手持工事の件数又は請負金額
S等級	6件以上又は4億円以上の者
A等級	5件以上又は2億3千万円以上の者
B等級及びC等級	4件以上又は1億4千万円以上の者

第2 設計図書等の閲覧

入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を情報公開システム（利用時間は、午前6時から午後11時まで）において閲覧することができる。

第3 入札参加の申込み

入札参加希望者は、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、個別公告に定める入札期間内に入札書を提出することにより入札に参加できる。

第4 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、個別公告に定める質問期限までに設計図書等質問書を電子入札システムにより提出するものとする。設計図書等質問書は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。
- 2 質問に対する回答は、設計図書等回答書を電子入札システムで公開するものとする。

第5 入札保証金

郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第27条第1項第4号により免除する。

なお、落札予定者（この公告第10第4項により入札参加資格がないと認められた者を除く。以下同じ。）又は落札者が契約を締結しない場合（この公告第11第2項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。以下同じ。）は、納付しないこととした入札保証金（入札金額の5%）と同額の金額を市に納めること。

第6 入札書に入力する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。

第7 入札の中止等

公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止し、若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

なお、電子入札システム等にシステム障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は紙による入札に変更することがある。

第8 入札の無効

開札日と同日に郡山市が行う同業種の制限付一般競争入札の開札において、先に落札者又は落札予定者となった者（特定建設工事共同企業体の構成員を含む。）のした入札は、無効とする。

また、この公告第1及び個別公告に示す入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行っ

た者の入札並びに郡山市建設工事等入札参加者心得及び郡山市電子入札参加者心得において示す入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第9 落札予定者の決定等

- 1 落札予定者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札予定者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札予定者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は原則2回を限度とする。）

なお、再度入札及び随意契約に係る入札書及び見積書の提出日時等（原則として開札日と同日）については、電子入札システムにより通知するものとする。

第10 入札参加資格の確認及び落札者の決定

- 1 落札予定者は、この公告第1及び個別公告に定める入札参加資格に掲げる資格基準について、電子入札システムにより、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を市長に提出し、落札予定者となった工事に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 2 確認申請書等は、落札予定者となった日の翌日から2日以内（当該期限が郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日以降で直近の市の休日でない日とする。）に市長に提出しなければならない。提出期限までに確認申請書等を提出しないとき又は入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札予定者の入札は無効とする。
- 3 市長は、落札予定者から提出された確認申請書等の審査を行い、入札参加資格があると認めるときは、その者を落札者と決定し、その結果を電子入札システムにより通知するものとする。
- 4 審査の結果、落札予定者に入札参加資格がないと認めるときは、その結果を電子入札システムにより通知するとともに、直ちに、次順位者のうち最上位の者又は予定価格の範囲内で落札予定者の次に低い価格を提示した者を新たな落札予定者とする。
- 5 第1項から第4項までの手続は、落札者が決定するまで又は予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者がなくなるまで繰り返すものとする。

※ 確認申請書等の電子ファイルの容量（ファイルは複数添付可）が合計で3メガバイトを超える場合は、入札参加資格確認申請書に「紙提出」と記載したデータを添付の上、電子入札システムにより提出するものとする。

紙提出の入札参加資格確認資料については、提出期限までに財務部契約検査課へ持参するものとする。

第11 契約締結

- 1 契約書又は電子契約書を作成すること。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を

締結しないことがある。

- (1) この公告第1に掲げる資格のうち、第1項又は第3項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (2) 契約を締結する業種について、建設業法の規定に基づく建設業許可が有効期限切れ又は取消しとなったとき。
- (3) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止等の要件に該当することとなったときを含む。）
- (4) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

4 契約保証金については、規則の定めるところにより、納付を証するものを契約書に付して提出すること。ただし、落札者が保険会社との間に郡山市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ落札者が当該保険証書を郡山市に提出した場合は、規則第8条第1項第2号により免除する。

第12 入札に関する注意事項

- 1 入札書には、くじ入力番号を入力すること。
- 2 その他必要な事項は、規則、郡山市制限付一般競争入札実施要綱（令和7年3月28日制定）、郡山市事後審査型制限付一般競争入札に関する実施要領（平成19年4月23日制定）、郡山市建設工事等に係る共同企業体取扱要綱（平成10年2月12日制定）、郡山市建設工事等電子入札実施要領（平成27年3月17日制定）、郡山市建設工事等入札参加者心得及び郡山市電子入札参加者心得による。

第13 その他

- 1 落札予定者が、市長が定める提出期限までに確認申請書等を提出しない場合は、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 2 申請した配置予定技術者が正当な理由なしに配置できない場合は、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 3 落札予定者の経営事項審査の有効期限が開札日から契約日までの間に切れるときは、有効期限日までに発行された更新後の通知書を、確認申請書等の提出日までに提出しなければならない。通知書が提出されないとき又は更新後の通知書の発行日が更新前の有効期限の満了日の翌日以降である場合は、落札予定者とは契約を締結しない。なお、当該落札予定者には指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 4 落札予定者又は落札者が契約を締結しない場合は、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 5 その他不明な点については、郡山市財務部契約検査課工事契約係（電話 024-924-2601）まで問い合わせること。